第十六条第二項中「津波」を「設計津波」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項に規定するもののほか、当該防潮堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の要求性能にあっては、構造形式に応じて、当該防潮堤を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が当該防潮堤の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。

第十八条第二項中「津波」を「設計津波」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項に規定するもののほか、当該水門の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の要求性能にあっては、構造形式に応じて、当該水門を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が当該水門の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。

第十九条第二項中「前条第一項第一号及び第三号並びに第二項」を「前条（第一項第二号を除く。）」に改める。

第二十七条第二項及び第三十条第二項中「津波」を「設計津波」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの省令による改正後の港湾の施設の技術上の基準を定める省令の規定に適合しない場合においては、この省令の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

（港湾法施行規則の一部改正）

3　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二号ハ中「第一条第五号」を「第一条第六号」に改める。

別表外郭施設の項中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。